

契約とは？

私たち消費者は、毎日さまざまな商品やサービスを購入して生活しています。



電車に乗る

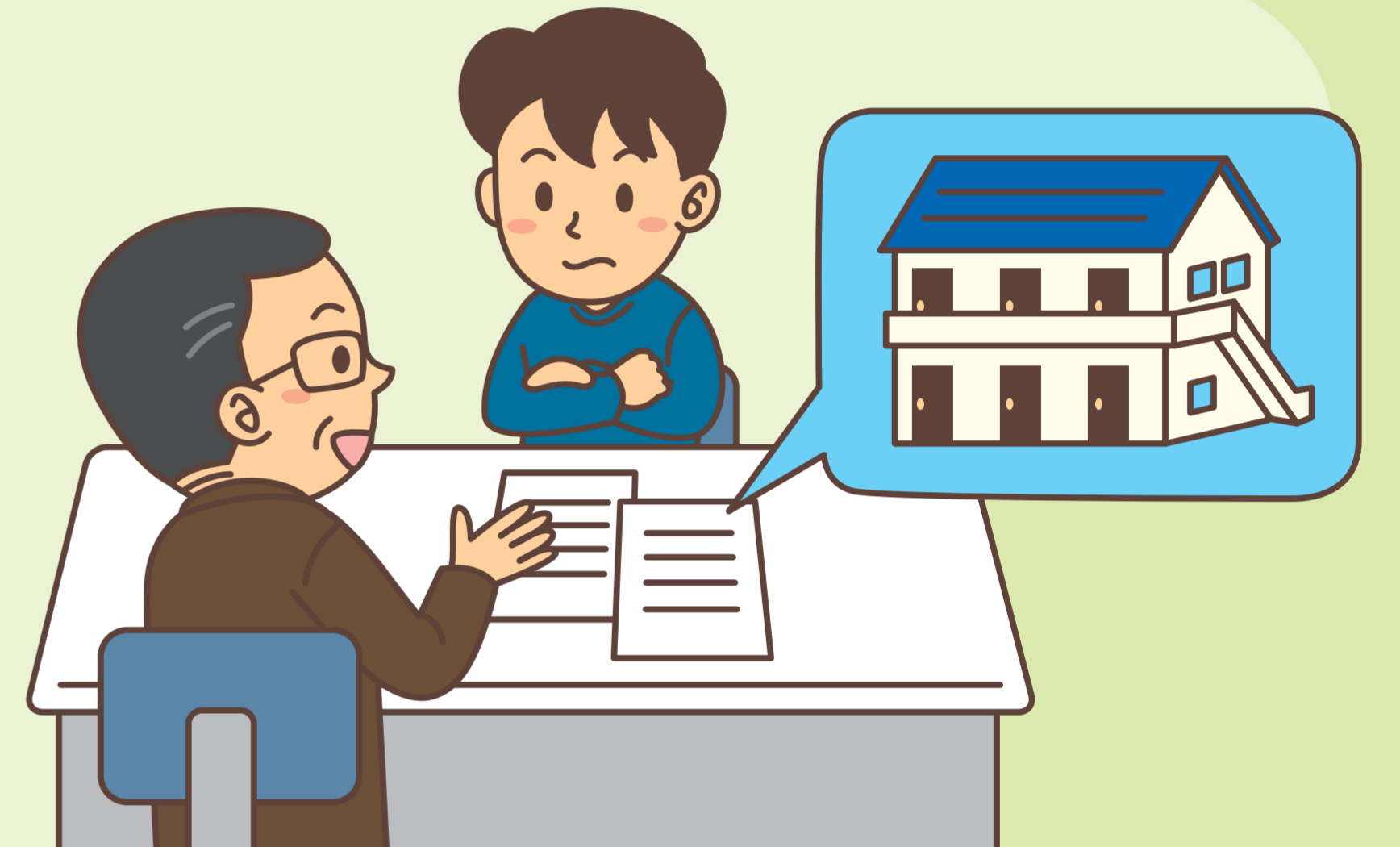


スマートフォンで
音楽をダウンロードする



コンビニでお弁当を買う

毎
日
使
用
す
る
契
約
で
す



アパートを借りる

契約は、お互いの申込と承諾という意思表示の合致があれば成立します
(民法第522条)。口頭でも成立します。*金銭消費貸借契約等一部を除く



契約が成立すると、お互いに法律上の責任（消費者は代金を支払う責任、事業者はお弁当を引き渡す責任）が生じます。

一度成立した契約は、原則として、一方的に契約をやめることはできません。契約する前に、契約内容がどうなっているのかをきちんと確認しましょう。契約する前に、本当に必要なのかをよく考えましょう。

